

環境省関係の石綿に関する通達

<u>．大気環境関係</u>	
S 6 0 . 2	「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について」 1
S 6 2 . 3	「アスベストモニタリング事業の結果について」 5
S 6 2 . 1 0	「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について」 6
S 6 2 . 1 0	「建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について」 7
S 6 2 . 1 2	「工場・事業場におけるアスベスト製品製造工程等の状況について」 8
S 6 3 . 2	「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」 9
S 6 3 . 1 1	「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について」14
H 元 . 1 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）」 ...17
H 元 . 1 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」20
H 元 . 1 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について」22
H 9 . 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）」 ...24
H 9 . 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）」26
H 9 . 2	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について（通知）」31
H 1 7 . 7	「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」33
<u>．廃棄物関係</u>	
S 6 2 . 1 0	「アスベスト（石綿）廃棄物の処理について」35
H 1 7 . 3	「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」37
H 1 7 . 7	「廃石綿等の適正処理の徹底について」38
<u>．その他</u>	
H 1 7 . 7	「石綿（アスベスト）に係る健康相談の受付等について（依頼）」39
H 1 7 . 7	「「石綿（アスベスト）について Q & A」の送付について」4 1

環大規第38号

昭和60年2月21日

都道府県政令市
大気保全担当部(局)長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について

標記については、昭和56年に専門家から成る「アスベスト発生源対策検討会」を設け、じらい検討を願ってきたところであるが、このほど同検討会において報告書を別添のとおりまとめたところである。

本報告書においては、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は、作業環境でのばく露限界の 10^{-2} ~ 10^{-4} 程度のレベルであり、一般国民にとってのリスクは小さいもののアスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であり、かつ、我が国においても毎年大量に輸入され、広範に使用されていること等から、今後長期的なアスベストの環境大気濃度のモニタリングを行っていく必要があること、アスベストの環境大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいこと等を提言している。

ついでには、アスベストによる大気汚染が長期的には問題となる可能性があるため、貴職におかれても、本報告書の趣旨を踏まえてアスベストの環境大気中への排出の抑制等について配慮されるようよろしくお取り計らい願いたい。

おつて、本件については、関係省庁(厚生省、通商産業省、労働省、建設省及び運輸省)並びに社団法人日本石綿協会に対しても配慮方依頼しているところである。

昭和60年 2月21日

厚生省生活衛生局水道環境部計画課長 殿
通商産業省立地公害局公害防止指導課長 殿
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 殿
建設省建設経済局調整課長 殿
(社)日本石綿協会会長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について

標記については、昭和56年に専門家から成る「アスベスト発生源対策検討会」を設け、じらい検討を願ってきたところであるが、このほど同検討会において報告書を別添のとおりまとめたところである。

本報告書においては、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は、作業環境でのばく露限界の 10^{-2} ～ 10^{-4} 程度のレベルであり、一般国民にとってのリスクは小さいものの、アスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であり、かつ、我が国においても毎年大量に輸入され、広範に使用されていること等から、今後長期的なアスベストの環境大気濃度のモニタリングを行っていく必要があること、アスベストの環境大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいこと等を提言している。

については、アスベストによる大気汚染が長期的には問題となる可能性があるので、貴職におかれても、本報告書の趣旨を踏まえてアスベストの環境大気中への排出の抑制等について配慮されるようよろしくお取り計らい願いたい。

運輸省運輸政策局環境課長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について

標記については、昭和56年に専門家から成る「アスベスト発生源対策検討会」を設け、じらい検討を願ってきたところであるが、このほど同検討会において報告書を別添のとおりまとめたところである。

本報告書においては、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は、作業環境でのばく露限界の 10^{-2} ～ 10^{-4} 程度のレベルであり、一般国民にとってのリスクは小さいものの、アスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であり、かつ、我が国においても毎年大量に輸入され、広範に使用されていること等から、今後長期的なアスベストの環境大気濃度のモニタリングを行っていく必要があること、アスベストの環境大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいこと等を提言している。

ついては、アスベストによる大気汚染が長期的には問題となる可能性があるので、貴職におかれても、本報告書の趣旨を理解の上、アスベストによる大気汚染の未然防止について配慮されるようよろしくお取り計らい願いたい。

環大規第51号
昭和62年3月16日

都道府県，十大政令市
大気保全担当部（局）長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベストモニタリング事業の結果について

当庁においてはアスベストの環境大気中濃度のモニタリング事業を昭和60年度より隔年で実施しているが、今般、昭和60年度の結果を取りまとめたので送付する。

また、今後ともアスベストの環境大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいことから、昭和60年2月21日付け環大規第38号による当職の要請の趣旨にのっとり、アスベストの環境大気中への排出の抑制等について関係の工場、事業場等における配慮が更に徹底されるよう適切な御指導をお願いする。

なお、発生源周辺を中心とするアスベストの環境大気中の濃度のモニタリングの実施に努められるようお願いする。

環大規第 51号
昭和62年3月16日

厚生省生活衛生局
 水道環境部計画課長
通商産業省立地公害局
 公害防止指導課長
運輸省運輸政策局環境課長 殿
労働省労働基準局安全衛生部
 化学物質調査課長
建設省建設経済局調整課長
(社)日本石綿協会会長

環境庁大気保全局
 大気規制課長

アスベストモニタリング事業の結果について

当庁においてはアスベストの環境大気中濃度のモニタリング事業を昭和60年度より隔年で実施しているが、今般、昭和60年度の結果を取りまとめたので参考のため送付する。

また、今後ともアスベストの環境大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいことから、昭和60年2月21日付け環大規第38号による当職の要請の趣旨にのっとり、アスベストの環境大気中への排出の抑制等についての関係方面における配慮が更に徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

環大規第214号
昭和62年10月24日

文部省大臣官房文教施設部指導課長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について

当庁においては、昭和56年に専門家からなるアスベスト発生源対策検討会を設け、各種調査検討を行うとともに、昭和60年度からアスベストの環境大気中の濃度のモニタリング事業を隔年で実施するなど、知見の集積に努めてきたところである。

これらのことから、現在の環境大気中におけるアスベスト濃度からみれば、一般的には国民にとってそのリスクは小さいと考えられるものの、アスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であること等から、その環境大気中への排出を今後ともできるだけ抑制することが望ましいと考えられる。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に関心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行われる動きにあると承知している。

については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する学校施設の改修、解体を実施する場合には、アスベストの環境大気中への排出抑制が適切に実施されるよう、施設管理者への御指導をお願いする。

都道府県十大政令市
大気保全担当部（局）長殿

環境庁大気保全局大気規制課長

建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について

アスベストの環境大気への排出の抑制については、昭和62年3月16日付け環大規第51号により当職から適切な指導をお願いしているところである。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に関心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行なわれる動きにあると承知している。

については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する建築物の改修、解体工事の実施時におけるアスベストの環境大気中への排出抑制について、関係者に対する適切な指導がなされるよう、別紙を参考に関係部局等と連絡調整を図られるなど適切に対処されたい。

〔別 紙〕

1. 吹付け石綿の処理方法には、覆いをするカバーリング処理、封じ込め処理、除去処理があるので、状況に応じて適切な改修方法を選定すること。
また、施設を解体する場合には、あらかじめ吹付け石綿を除去すること。
2. 吹付け石綿を除去する際には、大気中へのアスベストの飛散を防止するため次の事項に留意すること。
 - (1) 事前措置
ア ポリエチレンフィルム等により作業場所を隔離すること。
イ 天井等を被覆しているアスベストの内部に十分水等を浸透させるために必要な水圧、水量を確保できる散水装置を設けること。
 - (2) 作業時の措置
ア あらかじめアスベストの内部まで水等を浸透させるとともに、水を用いる場合は、散水または噴霧しながら作業を行うこと。
イ 局所排気装置を用いる場合には、排気口からアスベストの排出を十分抑制できる集じん装置を設置すること。
 - (3) 事後措置
アスベストを含む廃棄物は、湿潤化等行った後、十分な強度を有するプラスチック袋等で二重に梱包する等の措置を講じ、アスベスト廃棄物である旨の表示をすること。
3. 排出濃度の測定
当該建築物の敷地境界等において、アスベストの濃度測定の実施に努め、環境への影響を十分把握すること。
4. その他
上記1～3の実施に当たっては、関係省庁等の指導にも十分留意すること。

環大規第 304 号

昭和62年12月26日

都道府県十大政令市
大気保全担当部（局）長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

工場・事業場におけるアスベスト製品製造工程等の
状況について

大気保全行政の推進については、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴管下の工場、事業場等におけるアスベストの環境大気中への排出の抑制等については、配慮の徹底の指導方を昭和62年3月16日付環大規第51号によりお願いしているところであります。

については、御多用のところ恐縮ですが、貴管下に立地するアスベストを排出する工程を有するアスベスト製品製造・加工工場等の状況について別紙様式により、昭和63年1月31日までに御回報されたくお願いいたします。

なお、貴管下のアスベスト取扱い事業場のうち、アスベストの大気中への排出の可能性の小さい業務のみを実施するものについては、事業場数を御回報されたくお願いいたします。

○建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について

昭和63年2月1日環大規第26号・衛企第9号
都道府県・指定都市 衛生・環境主管部(局)長
保健所政令市・特別区 衛生主管部(局)長 あて
環境庁大気保全局大気規制課長、厚生省生活衛生局企画課長通知

(最終改正 平成9年2月24日環大規第40号・衛企第17号)

昨年初めより、学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付けアスベストの存在に大きな関心もたれ、一部で除去工事等が進められているが、一方、不適切な除去工事等が安易に行われた場合、かえってアスベスト粉じんによる室内汚染や環境汚染の発生が懸念される場所である。

このような状況に鑑み、今般、別紙のとおり「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」をとりまとめたので通知する。

については、貴職におかれても関係部局と連携の上、本通知の趣旨を十分いかしつつ、実情に応じた対策の推進に努められたい。

なお、都道府県においては貴管下の市町村についてもこの通知の内容の周知徹底方、よろしく願います。

(別紙)

「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」

I 基本的認識

建築物内に使用されているアスベストに関しては、当面次のような基本的認識に立つて、対処する必要がある。

1 アスベストは、建築物内では、壁・天井・床等各種の建築材料として、また、耐火材、吸音材、断熱材等として用いられているが、それらの中の多くのものは、セメント板、プラスチック材等の原料の一部として固定されているので、空中に飛散する可能性のあるものは、吹付け材、板状材の表面の破損部分や摩耗部分等である。従つて、良好な状態にある材料では、加工などの操作を行わない限り、飛散のおそれはないと考えられる。

また、アスベストの吹付けは、昭和50年労働安全衛生法に基づき規制されたため、主として昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までに建てられた建築物を中心に使用されていると考えられる。

2 アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態にあると、人が吸入した場合、肺がん等の原因となりうるが、固定され、空気中に浮遊しない状態では、健康障害をおこすことはないと考えられる。

3 現在の我が国における一般環境大気中のアスベスト濃度は、これまでの調査結果からすれば、作業環境の評価基準である管理濃度の2桁から4桁程度低いレベルである。

4 建築物内の空気中に浮遊しているアスベスト繊維の濃度は、既存の調査結果によると一般的にいつて、一般環境大気中の濃度とほぼ同程度であり、WHOの報告によれば、一般居住者に対するリスクは極めて小さく、直ちに問題となるレベルではないと考えられる。

5 建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が浮遊していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。

II 当面の対策における基本的事項

建築物内に使用されているアスベストについては、次の点に留意した適切な対策がとられることが望ましいこと。

1 アスベストを含有する建材で、アスベスト繊維を遊離する可能性が大きく、当面の対策の第一とすべきものは、経年変化で劣化したり、ひつかくなどにより損傷のある吹付け材であること。これが存在する場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺

環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。

- 2 アスベスト繊維の遊離を防止する処置としては、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み及び除去の3つの方法であり、状況に応じた適切な方法を選択のうえ工事を行う必要があること。
- 3 処置の検討にあたっては、遊離するアスベスト繊維の濃度を測定するのが原則であるが、必ずしも容易に実施できるものではない。従つて、処置の決定にあたっては、研究班の報告書（注1）に示された別添のフローチャートを参考にしつつ、状況に応じ対処すること。
- 4 除去工事等が不適切に実施されれば、建築物内の空気及び周辺環境大気を汚染するおそれ大きいことに留意し、工事の実施にあたっては大気汚染防止法その他関係法令等（注2）を遵守すること。
- 5 アスベスト繊維の濃度測定等によりアスベスト繊維が遊離していないと判定される場合及び修理、囲い込み、封じ込め等の処置を施した場合等適切な管理が必要と判定される場合には、メンテナンス等の際誤つて損傷を与えないよう留意すること。また、定期的に状況の判定を行い、アスベスト繊維が遊離する状態ではないことを確認するとともに記録すること。

Ⅲ 当面の対策における留意事項

- 1 アスベストを含有する建材に除去等の処置を施した場合には耐火や防音等その建材が有していた機能が損われるので、必要に応じて失われた機能を補う必要があること。
- 2 除去工事等によつて発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令並びに環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（注3）及び厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（注4）を遵守して処理すること。

Ⅳ 都道府県等の役割

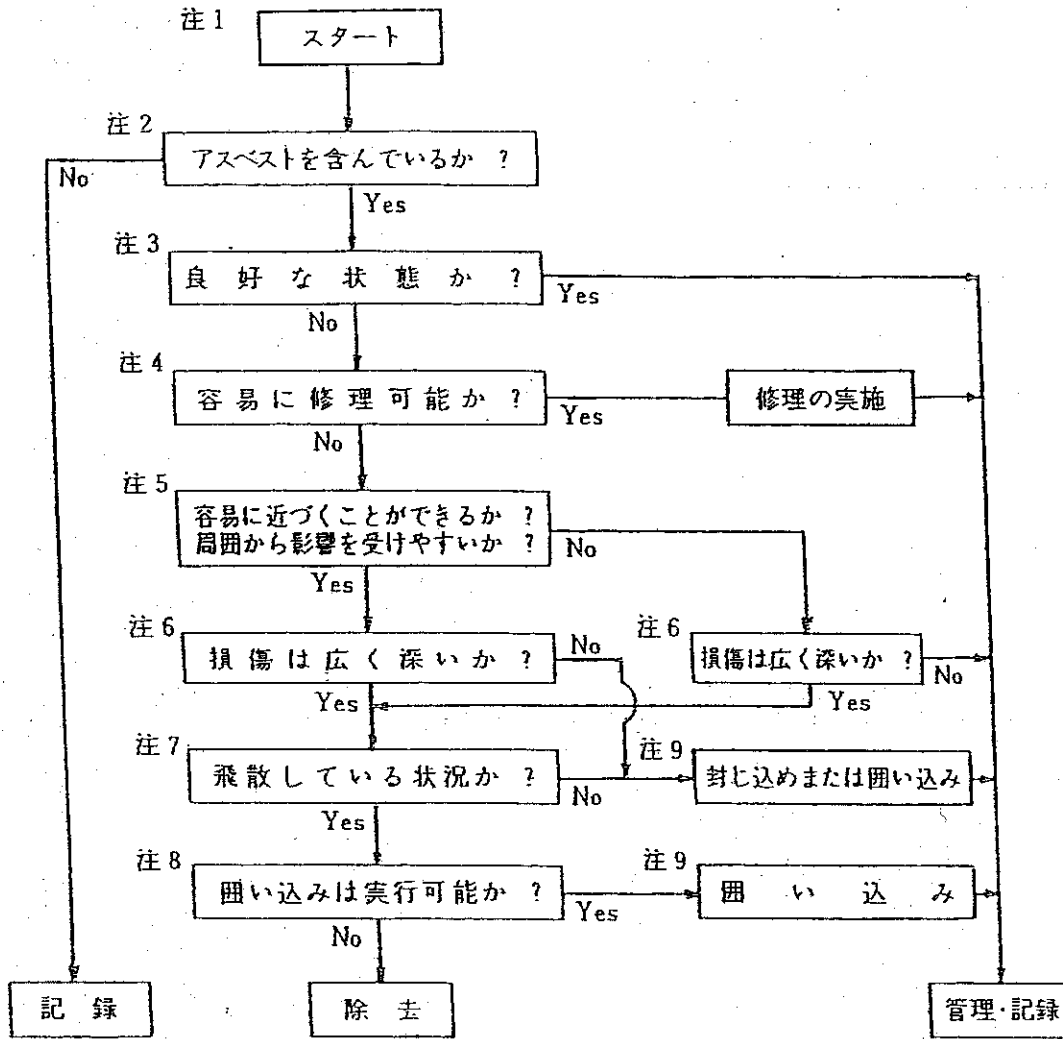
- 1 都道府県、指定都市、保健所政令市及び特別区（都道府県等という。以下同じ。）は、上記Ⅱ及びⅢに従つて、管下建築物の所有者等の指導に努めること。
- 2 都道府県等は、アスベストの処置が円滑に行えるよう、管下におけるアスベスト粉じん濃度測定が行える機関及び吹付けアスベストの処置について十分な資格経験を有する業者の把握に努めること。
- 3 都道府県等は、建築物の所有者等に適切な指導が行えるよう保健所等を含め体制づくりに努めること。

V その他

- 1 建築物内のアスベストの濃度測定については、環境庁が作成した環境大気のアスベストモニタリングマニュアル（注5）を参考にすること。
- 2 封じ込め、囲い込み、除去の方法については、建設省及び通商産業省の関連団体である日本石綿製品工業会によるマニュアル（注6）並びに労働省の関連団体である建設業労働災害防止協会によるマニュアル（注7）があること。

- (注1) 当面の建築物内アスベスト対策について（中間報告）（63・1・20建築物内における健康に影響を及ぼす粉じんの実態とその抑制に関する研究班）
- (注2) ・特定化学物質等障害予防規則（47・9・30労働省令39）
・建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について（労働省労働基準局安全衛生部長通達61・9・6基安発34）
- (注3) アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知62・10・26環水企317、衛産34）
- (注4) アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知62・10・26衛産35）
- (注5) アスベストモニタリングマニュアル（環境庁60・3）
- (注6) 吹付け石綿への対応について（日本石綿製品工業会62・9）
- (注7) 建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方（建設業労働災害防止協会62・7）

(別 添) 建築物内アスベスト対策フローチャート



- 注1：全ての作業は関連法令やマニュアルの定めるところに従って行う。各項目における判断に疑義や迷いを生ずる場合には、下向き矢印を採択する。
- 注2：アスベストを含んでいるか否かについては、設計図面により判定する。なお、X線回折法又は電子顕微鏡法により判定することもできる。
- 注3：良好な状態とは、損傷を受けておらず、剥離の兆候もなく、周囲に建材が飛散したことを示す破片等がないことである。建材が良好な状態にあつても、非常に損傷を受けやすい状態にあるか、そうなる可能性がある場合には、良好な状態でないとして扱う。
- 注4：容易に修理可能な損傷とは、小さなひつかききずや刺しきず程度の軽微なものをいう。修理作業とは、小さな損傷部位に対して塗装する、封じ込め剤を使う、詰め込む等により良好な状態に戻す作業をいう。修理作業に際しては、粉じんが飛散しないよう適切な措置を講ずる。
- 注5：周囲から影響を受けやすいとは、車や人、物による破損や衝撃、またある場合には、保守作業等の場合に生じる損傷を受けやすいことをいう。
- 注6：損傷が広く深いとは、物理的な衝撃や劣化等により破断、切断等が生じており、損傷面から発じんが懸念されるものをいう。広く深い損傷を受けていないが、容易に近づくことができるか、又は、周囲から影響を受けやすい場合には、損傷がこれ以上大きくならないような保護措置、封じ込め又は囲い込みが必要になる。
- 注7：砕けやすい破片や剥離した状態があれば、アスベストは飛散していると考えられる。
- 注8：損傷領域が広範囲であつたり、建材へ容易に接近できない場合、囲い込みは困難である。
- 注9：現場の状況、使用実態等により、除去を選択することも可能である。